

05 静保健介第 5766 号  
令和 6 年 3 月 22 日

各介護サービス事業者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課  
事業者指導担当課長

令和 6 年度介護報酬改定に伴う  
介護給付費及び第 1 号事業支給費算定に係る体制等に関する届出について

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、令和 6 年 3 月 15 日付け厚生労働省告示により、令和 6 年 4 月以降の介護報酬改定内容が示されました。つきましては、令和 6 年 4 月 1 日からのサービス提供に当たり、令和 6 年度介護報酬改定により新設された介護給付費（加算を含む。以下同じ。）を算定する場合や、既存の介護給付費及び第 1 号事業支給費の算定を見直す場合は、下記のとおり、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」もしくは「第 1 号事業支給費算定に係る届出書」（以下「加算の届出」という。）を、事業所又は施設ごとに、提出してください。

なお、今回お示しした様式等について内容が変更になる場合や追加で添付書類等の提出が必要になる場合があることを御承知おきください。

記

1 加算の届出の考え方

別紙「サービスごとの加算の届出の考え方」のとおり

**※新設の加算等の算定の有無にかかわらず、必ず確認をお願いします。**

2 提出書類

●次の（1）～（3）の提出書類は静岡市ホームページから、ダウンロードしてください。

【加算の届出（『介護給付費算定に係る体制等に関する届出書』）について】

掲載場所：静岡市ホームページ <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s002971.html>

（1）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

次のア～ウから、サービスごと、届出書を用意してください。**同一事業所番号で複数のサービスを提供している場合であっても、届出書はサービス種類ごとに作成**して下さい。ただし、同一サービス事業に係る居宅サービスと介護予防サービスは 1 枚の届出書に記載できます。

ア 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【居宅サービス・居宅介護支援、介護保

険施設用】

イ 「第1号事業支給費算定に係る届出書【介護予防・日常生活支援総合第1号事業】

ウ 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【地域密着型サービス、介護予防支援用】

(2) 介護給付費算定に係る体制等状況表（令和6年度用）

サービスごとに提出が必要です。介護予防サービス、短期利用型を算定している場合も、漏れなく体制等状況表を提出してください。

(3) 添付書類

- ・ **添付書類が必要な加算については、上記（2）介護給付費算定に係る体制等状況表の備考欄（下部のシートタブ）に記載**されていますのでそちらを御確認ください。なお、様式等の内容が変更になった場合や追加で添付書類等の提出が必要になった場合は改めて御連絡します。
- ・ **添付書類は、今回新たに算定する加算・減算に関してのみ提出してください。**
- ・ 同一サービスに係る居宅サービスと介護予防サービスの届出を行う場合、同一の加算項目に係る添付書類で内容が全く同じものについては、介護予防サービスの届出書への添付を省略できます。（例 訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護でサービス提供体制強化加算を「4：加算I」として届出する場合の添付書類 など）

3 提出部数 1部

※事業所の控え分は含まれていません。市の受領印を希望する場合は、提出時に「届出の写し」を持参、又は「届出の写し」及び「返信用封筒」を同封し郵送にて御提出ください。

4 提出期限 **全サービス共通 令和6年4月5日（金）**

※3月14日（木）に事前に同報メールで周知した際は、提出期限を4月1日（月）見込みとしておりましたが、期限までの短さを考慮し、設定しました。年度末等で大変忙しい時期かとは思いますが、期限内の提出に御協力をよろしく申し上げます。

5 提出方法・提出先

※多数の書類提出が予想されるため、極力御来庁での提出はお控えください。

提出方法	提出先
郵送 ※令和6年4月5日 当日消印有効	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課 14階 事業者指導第1係・第2係

Logo フォーム	令和6年3月22日より、Logo フォームによる提出を受け付けます。下記URLより、項目を入力、必要書類を添付の上、提出してください。 <a href="https://logoform.jp/form/79j2/537666">https://logoform.jp/form/79j2/537666</a> ※添付可能な容量を超過する場合は、添付ファイルを圧縮（ZipFile）又は複数回に分けて提出してください。
-----------	---

## 6 その他注意事項

- (1) 今回の提出期限は、制度改正に係る加算等について令和6年4月1日から適用するための**特例として定めた提出期限**です。**今後の加算の届出は、基準どおりの対応**となりますので御注意ください（例：居宅サービス（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護を除く。）は毎月15日までの届出で翌月適用など）。また、Logo フォームによる受付も今回限りとなっています。
- (2) 「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算」及び令和6年6月以降の「介護職員等処遇改善加算」を取得しようとする場合の計画書については、令和6年4月15日（月）が提出期限となりますので御承知おきください。
- (3) 改定内容及び令和6年度介護報酬改定に係るお問い合わせについては、下記URLより「令和6年度介護保険制度の改正について」を確認ください。  
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s012522.html>

## 7 参考

- ・厚生労働省ホームページ（令和6年度介護報酬改定について）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

担当 静岡市介護保険課

事業者指導第1係 電話 054-221-1088

事業者指導第2係 電話 054-221-1377